

横浜市からのお知らせ

個人住民税の特別徴収について

Q 個人住民税は特別徴収しなくてはいけないのですか？

A 所得税の源泉徴収義務のある事業主（給与支払者）は、すべての従業員の個人住民税を特別徴収することが法律により義務づけられています。（地方税法第321条の4）

特別徴収のしくみ



納税義務者
従業員のメリット

金融機関に出向いて納税する手間が省け、納付を忘れて滞納となったり、延滞金がかかる心配がありません。さらに特別徴収は納期が年12回なので、普通徴収に比べて1回あたりの納税額が少なくて済みます。

※ 詳しくは下記「特別徴収センター」へお問い合わせください。

事務室移転のお知らせ

「横浜市償却資産センター」「横浜市法人課税課」が移転します

横浜市償却資産センター（平成25年7月16日移転）

〒231-8343 横浜市中区真砂町2-22 関内中央ビル10階
電話：045-671-4384 FAX：045-663-9347

同じビルの10階と9階になります。
なお、償却資産センターの電話番号は変更ありません。

横浜市法人課税課（平成25年8月19日移転）

8月19日（月）から

横浜市真砂町2-22 関内中央ビル9階	
・特別徴収センター	〒231-8314 電話：045-671-4471 FAX：045-210-0480
・事業所税担当	〒231-8312 電話：045-671-4491 FAX：045-210-0481
・法人市民税担当	〒231-8316 電話：045-671-4481
・市たばこ税担当	FAX：045-210-0481
・入湯税担当	

8月16日（金）まで

横浜市中区太田町4-53-2 横浜馬車道ビル3階	
〒231-8314	電話：045-210-0460 FAX：045-210-0480
〒231-8312	電話：045-210-0911 FAX：045-210-0481
〒231-8316	電話：045-210-0550 FAX：045-210-0481

eLTAX がご利用いただけます！

横浜市では、次の税目について、eLTAXを利用した電子申告・電子納税サービスを実施しております。

【電子申告】

- ・法人市民税 ・事業所税 ・固定資産税(償却資産)
- ・個人住民税(給与支払報告書)

【電子納税】

- ・法人市民税(見込み納付含む) ・事業所税
- ・個人住民税(特別徴収)

※固定資産税(償却資産)のeLTAXによる電子納税は実施していません。

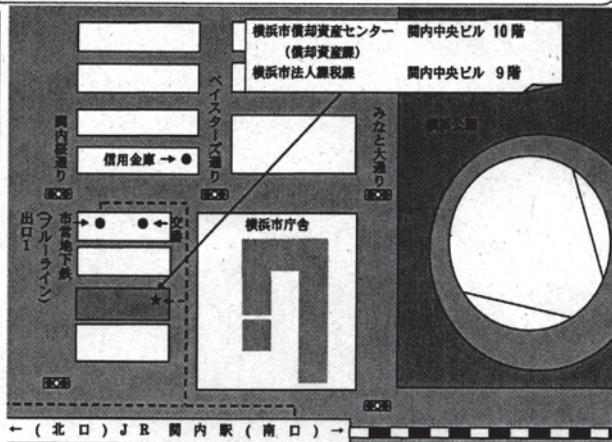
インターネットを通じて申告及び納付手続きができるeLTAXをどうぞご利用下さい。

全般に関する利用手続の詳細は…eLTAX ヘルプデスク

電話：0570-081459(ハイシンコク) 全国一律市内通話料金

IP電話やPHSをご利用の場合：045-759-3931 通常電話料金

ホームページ：<http://www.eltax.jp/> エルタックス 検索



4月から財政局 法人税務課が課名変更しました

- 償却資産課(償却資産センター)
- 法人課税課(特別徴収センター・事業所税・法人市民税等)